

平成 27 年 3 月 20 日（金曜日）

平成 27 年度当初予算審査特別委員会会議録

（第 8 日目）

平成27年3月20日（金曜日）

出席議員（1名） 議長 星 喜美男 君

出席委員（15名）

委員長	菅原辰雄君	
副委員長	及川幸子君	
委員	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	小野寺久幸君	村岡賢一君
	今野雄紀君	高橋兼次君
	佐藤宣明君	阿部建君
	山内昇一君	西條栄福君
	後藤清喜君	三浦清人君
	山内孝樹君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	遠藤健治君
会計管理者	佐藤秀一君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	小山雅彦君
産業振興課長	高橋一清君

産業振興課参事 (農林行政担当)	阿部 明 広 君
建設課長	三浦 孝 君
建設課技術参事 (漁集事業担当)	宮里 憲 一 君
危機管理課長	佐藤 孝 志 君
復興事業推進課長	及川 明 君
復興用地課長	仲村 孝 二 君
復興市街地整備課長	沼澤 広 信 君
上下水道事業所長	羽生 芳 文 君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤 広 志 君
公立志津川病院事務 長	佐々木 三 郎 君
総務課長補佐	三浦 浩 君
総務課財政係長	佐々木 一 之 君
教育委員会部局	
教 育 長	佐藤 達 朗 君
教育総務課長	佐藤 通 君
生涯学習課長	及川 庄 弥 君
監査委員部局	
代表監査委員	首藤 勝 助 君
事務局長	芳賀 俊 幸 君
選挙管理委員会部局	
書 記 長	三浦 清 隆 君
農業委員会部局	
事 務 局 長	阿部 明 広 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	芳賀 俊 幸
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	三浦 勝 美

午後1時30分 開会

○委員長（菅原辰雄君） 皆様、こんにちは。

平成27年度当初予算審査特別委員会も7日目でございます。本日も慎重な審議を期待いたします。

ただいまの出席委員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

昨日に引き続き、議案第50号平成27年度南三陸町一般会計予算を議題といたします。

10款災害救助費から13款予備費まで、137ページから155ページまでの質疑が途中でありますので、続行いたします。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、行ってください。

それでは、質疑に入ります。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です。

まず、138ページ、15節東日本大震災という、防潮堤の件なんですけれども、大分できてきているんですけれども、当町において見直しの機運というか、そういうムーブメントはなかったのかということで、伺いたいと思います。もちろん、安心安全なまちづくりのために必ずというか、必要だからといえはなんでしょうけれども、どういった状況で、そういった動きは少しでもなかったのか、伺いたいと思います。

あと、第2点目なんですけれども、143ページ、地域振興費の委託料で、文化芸術鑑賞事業として1,500万円計上になってはいますけれども、どのような形で委託して使っていくのか、伺いたいと思います。

あと、第3点目なんですけれども、149ページ、災害公営住宅の設計について伺いたいと思います。私、かつてベランダ等を広くして、何かこう、箱庭みたいなものをできないかという質問をしたんですけれども、今回もう発注済みで絶望的だと思うんですけれども、今度公営住宅の屋上の緑化というか、そういったことはできないかどうか、伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 防潮堤につきましては、私からお答えしたいと思います。

多分、防潮堤の高さのことでよろしいですか。それとも位置の問題ですか。そこがよくわからなかったんですけれども。（「高さ」の声あり）高さですか。それぞれ各地区におきまして、説明会をお開きして、住民の皆さんからご意見をいただいています。当然そういう中に

は高さに関する質問もございました。ただ、一定の変更するに当たっても合理的な理由がないと何メートルに変更していいかということも実際ないわけですから、感覚的な問題で決められることではないということでお話しをさせていただいております。そういうお話しをさせていただいたことによって、絶対だめだとか、そういう意見はありませんでした。ただ、位置の問題、これについてはやはり既設の位置がよろしいか、それとも少しセットバックしたほうがよろしいか、そういう議論はさせていただきました。以上でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 143ページの芸術文化鑑賞事業委託料、1,540万円なんでございますけれども、これにつきましては、合併10周年記念事業といたしますか、そういう意味合いでもって前は世田谷と共催で石川さゆりさん呼んだんですけれども、そんな感じでそれぐらいのレベルの方々をどういう形になりますか、呼ぶようなことで考えております。

あと40万円は親子で楽しめるようなコンサートですかね、震災後いろんな支援があつてそれも今までやってきているんですけれども、そういうのがなければということで考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 災害公営住宅のベランダ部分の広くということと、屋上への緑化というご質問でございますが、ベランダにつきましては、他町村の事例等も踏まえて、できるだけ周辺環境を広くとるということで、前にせり出している距離をできるだけ多くとれるような考えでは実際もやってございます。ほかの町ですと3尺くらいで結構広いと言われていますが、当町の場合4尺になる場所もありますし、そういった形で周囲環境を広く見せられるような努力を設計の中で反映をしているところです。

それと、屋上の緑化なんですが、当町の災害公園の場合は他町村もそうなんですが、屋根の部分をどういうふうな利用をするかと、利用の方向性を検討する中で、再生可能エネルギーといういわゆる太陽光パネルを乗せられるかどうかという検討を行っておりまして、方向性とすればそういった再生可能エネルギー対策の設計をしているという状況でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 防潮堤に関しては、大体セットバック等のあれがあったということなんですけれども、そこで一つ伺いたいのは、見直しについて、まち協とかそういったあたりからの意見とかがなかったのかということ伺いたいと思います。それで、防潮堤できていくわけなんですけれども、防潮堤のできた町での観光振興というんですか、そういった景観を絡めて

そういった形の部分はどのように考えているのか、伺いたいと思います。志津川地区ではランドデザインにも防潮堤が組み込まれていて一体感のようにはなるんでしょうけれども、そのほかの例えば戸倉とか、各浜々の防潮堤が果たしてどのようになるのかという、そういう私、危惧があるものですから、そのところ、どのように考えているのか、伺いたいと思います。

あと、2点目の文化芸術に関しては、コンサートに使うということでわかりました。そこで、去年は石川さゆりさんが来たということで、私も大ファンで見にいきたかったんですけども気がついたときにはもう終わっていました。そこで、コンサートだけじゃなく、例えば映画の上映会のようなものはできないのかということで、再度質問させていただきたいと思います。

実は、コンサートもあれなんでしょうけれども、芸術文化というやつは例えば映画とかの場合は私好きで見ているんですけども、自分の考えというんですか、そういったやつを持つ上で必要な肥やしのようなものだと思うんですけども、そこでベイサイド等での映画の鑑賞会を以前はやっていたようですけども、今後の予定というか、映画会への補助みたいなものは考えられるのかどうか、再度伺いたいと思います。

あと、公営住宅に関しては、もう時すでに遅しというか、絶望的だとは思うんですけども、ベランダに関しては他町村より少し広めにとっているというところもあるということでわかりました。そこで、屋上の緑化の私この質問したあれなんですけれども、入谷の桜沢等に行っても、田舎にあって都市化というんですか、都会みたいな感じに見受けられたんで、田舎の都市化を田舎っぽくする上ではどうすればいいのかと思って、思いが、屋上の緑化ということで、実はさきに農林参事にも、家庭菜園というか、そういったやつを遊休農地でできないかという質問もしたんですけども、屋上にそういったあれをつくる、緑化することによって例えば半分以上というか、高齢化している中で例えば屋上に上がっているいろいろ何と云うんですか、お年寄りの方たちがゆっくりというか、それなりの思いができるんじゃないかという、そういう私、発想のもとに今の緑化を聞いたんですけども、当局では太陽光パネルを考えているということですけども、私、公営住宅の集会場も確かにいいんですけども、そういった、よく仮設でもそうなんですけれども、お年寄りの方たちというのは仮設の外のどこか物置みたいな簡易的なベンチみたいなやつを持ってきて、そこに毎日のように集っているのを見ていて、例えば集会場もいいのかもしれないですけども、自然な形では屋上に行っているいろんな土いじりなり何なりできれば、なるべく高齢化して入っていてもよ

そに出かけることなく年老いた人たちの何というんですか、サードプレイスみたいな形になるんじゃないかという思いだったんで、やはり太陽光パネルを検討するのかどうか、もう一度伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まち協からの意見がなかったのかという質問でございますけれども、基本的に各地区にまちづくり協議会が結成をされております。それで、当然その場でも議論になるかとは思いますが、ただ、それが各浜々まで捉えた意見が出されたかというところではないと捉えています。1つは歌津でいえば伊里前地区、それから志津川地区にそれぞれまち協がございまして、その中でも議論はさせていただきました。確かに当初は高さに関するいろんなご質問もいただきましたけれども、いずれそれはこちらのといいますか、一つの考え方を示しをしていただいて、そこは理解していただいたものと考えておりますし、その後に主に議論させていただきましたのが、先ほど申したとおり設置場所の部分でございます。

それから、防潮堤ができたときの景観でございますけれども、当然これまでも5メートル前後の防潮堤がございまして、それは当然コンクリートということで、今回それから約3メートルほど高いものができるということで、若干圧迫感というかそういうのは多分発生するだろうとは考えております。ただ、これまでもそうだったと思うんですが、いずれうちがあつたり林があつたりして直接見えないような形に多分なっていたと思います。いずれ高さが変われば背後の土地の利用を考えながら緑化をすとか、そういう手立てが多分考えられると思います。

○委員長（菅原辰雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 一人一人の芸術鑑賞能力というか、その育成を兼ねた形でのいろんな提供とか、芸術文化関係ですね、そして推奨と実施ということで実施しているわけですが、それぞれ青少年については青少年のいろんな芸術鑑賞の機会を与えていますし、あとはそれぞれ大人は大人、スポーツはスポーツ、いろんな形でそういう事業を実施しておりますけれども、映画につきましては、図書館で子供たちを集めた形で上映会は実施しております。あと、大人を対象にしたといいますかは、近くの商業施設にもそういう映画館とかがありますので、今のところはそういう映画は考えておりません。

○委員長（菅原辰雄君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 土いじりの大切さという部分については、議員ご指摘のと

おりだと思えます。団地の計画の中でもそれぞれの団地に土いじりができる場所を共同菜園でありますとか、共同花壇という位置づけの中で、それぞれの団地に設けたりなんかもしてございますので、そういった中で土と触れ合うとか、コミュニケーションの1つのツールとして整備してございますので、ご理解いただきたいなと思えます。

それと、さっきちょっと言い忘れたんですが、ベランダの部分については仮設住宅でもプランター栽培をやっている方が結構ございまして、そういったことも踏まえてやや広めにとっているといったような配慮はしてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 防潮堤に関しては、地元のあれということであつたんですけれども、私が思ったのは、結局みんな流されてしまってその地区に家を建てられなくなった状態で、その防潮堤の意見を聞くというのも難しかったのかなと思えます。そこで、防潮堤の近くに防潮堤自体じゃなくて、防潮林みたいな自然な形で検討すれば私はよかつたんじゃないかなと思えますけれども、防潮堤の近くに目隠しではないですけれども、防潮林みたいなものを、今課長ちょっと言ったんですけれども、そのところをもう一度伺いたいと思えます。整備できるのか。

そして、観光の面も私聞いたのは、以前「ガレキとラジオ」という映画のタイトルがありましたけれども、使われない土地が雑草だらけになって、防潮堤と雑草みたいな感じのイメージが湧いたものですから、あえて今後、防潮堤と近くの状況をどのようにしていくのか、伺いたいと思えます。

芸術文化に関しては、一人一人の芸術の鑑賞能力ということで課長の説明があつたんですけれども、青少年は青少年、大人は大人ということで、映画の上映会も図書館でしているということでもわかりました。そこで、商業施設でそのほかの方たちは見てほしいという答弁だつたんですけれども、実は私も好きであれなんですけれども、先日もイーストウッドの新しい映画を見てきまして、今国会でもやっているんですけれども、総理のもくろんでいる憲法改正、特に9条を考える上で、今回のイーストウッドは見ておいて損はないという思いで私は見てきました。それとは関係ないですけれども。

そこで私、一人一人の鑑賞能力ということで、課長答弁あつたものですから、一ついつものように突発的に伺いたいんですけれども、町長、最近劇場で映画を見たか、それと同時に執行部の皆さんのうちで、最近劇場に足を運んだ方がおられたかどうか、起立の確認じゃなくて、ほんのちょっと手をあれするくらいの確認をさせていただければと思えます。

あと、公営住宅に関しては、課長の答弁でわかりました。今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 背後地の土地利用に関しては、なかなか所有権の問題とかいろいろな問題があつて、なかなか統一的に全ての浜がやれるかという、浜のいろいろな事情がございまして、やれない箇所も出てくるかと思ひます。ただ、これについては、町が先頭を切つてやるというようなものではなくて、やっぱり地域の皆様といわゆる共同で意見を出し合ひ、その中の1つとして防潮林の造成というのが出てくるのが多分理想だと思ひます。それで町が委託した業者が植林するのではなくて、住民の皆様もその植林に参加していただくということが多分重要じゃないかなと思ひます。それが津波の歴史を木とともに伝えていくことになるかと思ひますので、もしやるとすれば、町民の皆様の絶大なご協力が必要だと思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 映画鑑賞につきましては、職員の勤務外のことでございまして、そういったことはお答えする状況にはないと思ひます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑は。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 8番です。155ページですが、公共施設等基本計画調査策定業務委託料とございまして。何か説明では、公共施設等の再寿命化も含めて調査をしてその計画を策定するんだということのようございまして、我々の認識では、公共施設の配置は以前にも示されておりますし、なお事業の進捗状況というか、そういうもので随時情報を得ておるわけございまして。そこで私がお伺ひしたいのが、いわゆる公共施設も含めてでございまして、例えば県の合同庁舎ございまして。いわゆる今後の県の出先機関、そういうものがどういふふうになるのか、あるいは各産業団体、漁協、農協、森組、そういうものも含めて、さらにはいわゆる準公益的な施設、例えば郵便局、銀行、警察署も含めてですね、公共施設はね、そういうものをどういふふうな、もちろん民間でしょうから、その辺は行政で云々かんぬんというわけではないんでしょうけれども、町として行政として、どういふふうな再配置というか、いわゆる新しくまちづくりがされる中で、どういふふうなものの考へでいるのか、その辺、お聞かせください。

○委員長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 多岐にわたりますので、ちょっと今頭で思ひついた部分について、

ちょっと順番を追ってご回答させていただきますが、まず、佐藤委員おっしゃるように民間の事業者、あるいは国や県の事業者ということで、ここから先につきましてはあくまで相手があるということで、これまでもそしてこれからも本設に向けて交渉を続けていくということでございます。

産業団体につきましては、大体委員もご承知のことと思いますけれども、農協関係につきましては、今本所機能を旭ヶ丘地区にと、それから歌津の支所につきましては、本設済みと、それから歌津の漁協さんにつきましては、伊里前の整備事業の中で再三触れておりますとおりです。

志津川漁協さんにつきましては、魚市場の隣ということで現在予定をされていると。

森林組合さんは被災しておりませんので、現在地と。

それから、金融関係でございますが、銀行につきましては、仙台銀行、それから気仙沼信金が本設済みでございます。それから、指定金の七十七銀行につきましては、現在仮設で営業しております。いずれ土地もお借りしているというような状況でございますので、本設に向けてこれまでも交渉をさせていただいておりますが、明確な答えは今のところはいただいております。

それから、郵便局さんにつきましては、志津川の東地区を希望しているということを伝えられておりまして、復興工事の兼ね合いもありますので、その中で調整ができるように整えていきたいと。

それから、合同庁舎でございますが、あそこは土地が今現在、県の普通財産ということで、土地の今後の利活用方法は、宮城県の方針によるというところだと思っております。

それから、合同庁舎には県税とか教育事務所とか福祉事務所などが入っていたと記憶しておりますが、かねがね県の組織の何というんでしょうか、統廃合なども含めた検討事務が進んでいたということもございまして、町としては合同庁舎に対して本設の確認というのは今のところはとっておりません。

それから、警察署でございますが、これも昨年来県警本部とは確認をとりながら進めておりますが、県警本部の何というんでしょうか、再配置計画、そういったものを立てながら本設に向けてしかるべきときに決定をしたいということで、現時点では白紙状態にさせていただきたいというようなことでございます。

それから、消防につきましては、昨日もお話ししたとおりでございます。

町としましては、それぞれの事業者からの要請にできるだけお答えをしなければならないと

いうこともございますし、それからお答えするにしてもどれぐらいの面積が用地として必要なのかということもございますので、復興事業を有効に活用しながらその土地をできるだけ早く確保したいということで現在調整を進めているところでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 大体理解したわけでございますけれども、一番私が思うのは、いずれ高台への移転ということで、特に本町は高齢化率も年々高くなっていくという状況でございます。したがって、いわゆる住民生活の利便性というか、特に金融機関あるいは郵便局、そういうものが非常に重要な役割を占めるのではなかろうかと思っておるところでございます。

いずれ来ることを申しませんけれども、いずれ行政指導というわけにはまいらないでしょうが、いずれそれぞれの立場において行政には相談があるんだろうと思いますので、まちびらき事業も含めてですね、適正な配置というか、そういうものを今後検討して、新しいまちづくりのための配置という形で進んでいただきたいと思います。終わります。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。三浦清人委員。

○三浦清人委員 復興事業全体のことになるかと思うんですが、今、いろんな事業で建設現場、いろんな業者が入っております。これはURも含めてですね、やられているようですが、そのUR、私名前は存じ上げております。URに課長が我々名前知っているかどうかという心配をしているようですけれども、私自身は名前は知っております。ただ、中身といいますか、都市再生機構という名称の名前なんだろうが、わからないのが多いんです。天下り先になっておるのかどうなのかということもわからないしね、それからいろんな工事を請け負っている。ですから、重機が何ぼあってね、ランクがSランクなんだか、何ランクなんだか、これもわかりません。ただ、わかっているのは、以前民主党政権時代に有名な女性の議員、蓮舫さんといいましたかね、蓮舫さん。あの方がこの機構の、仕分けの対象になったということは知っておるんですね。その程度でね。それはそれといたしまして、私がお聞きしたいのは、いろんな業者さんが入って、元請、下請、共同体、さまざまありますね。今、最近になっていろんな話が聞こえてきたのは、例えば現場で働く方々、特にトラック屋さん、ダンプ屋さんですかね。自分でトラックを買ったりなんかしながら運転している方々もいます。そういった方々の給料というのではないでしょうな、1日幾らでやっているんでしょうけれども、なかなかその支払いが延びているとかという話も聞こえておりますし、それから元請、下請、孫請とこういくんでしょう、その最終なのか、3番手なのか4番手なのかよくわかりませんが、その請け負った親会社というか、上の会社から下請でやっているんですが、その

お金の支払いが6割現金、4割手形だというんだね。その手形も3カ月後の決済だと。我が町で発注している事業に手形で出してなんですかね。そういう発注側としての指導というか、監督というのはどの辺までに及ぼすことができるのかですね。そういった問題が今起きているようなんでね。発注元がわからないというわけではないでしょうから。わからないのであれば、よく調査をして、どういう状況なのか、できるだけ国のほうから現金支払いというふうになっていますのでね、そういうのをやっているとやっぱり我が町に来る業者さんが少なくなってくる可能性もありますのでね、これは早く事業を進める上でもそういったことを解消していかないとうまくないんじゃないかなという思いで今話させていただいていますが、その辺、町としてどこまでそういうことを知っておるのか、そしてどういう指導をしておるのか、それをお聞かせいただきたいと。

それから、町の志津川地区の土地の名目はどこだか何ページだか、150ページぐらいになるのか、その西側、八幡川の西側の地域、当初は広大な公園計画を立てておった、しかし国から余り大きすぎるということで縮小して、当初買い取りを計画していたんだけど、狭くなったために買い取りをできなかった土地が大分出てきたと。私も何月の一般質問で言ったんですが、そういった土地をどのようにするんだということを質問したところ、同様に買い取りなりあるいは換地なりということですね、2月でしたか、2日間の説明会を開催して73人の方々が参加して、これからの土地の関係の説明会を開いたという話がありまして、大変結構なことだなということで、報告を受けております。

ただ問題は、換地、これから換地の申し込みが出ているんでしょうが、まだ申し込み者がどなたがどこに行くという、換地をするという話は全然ゼロなんでしょうね。でなければ困るわけなんです。ある一部では、もう最初に申し込んだ方々はあのところだと決まっているようじゃないかとか、あるいはもともといた東地区の方々が優先順位があるんじゃないかとか、そういう話が今聞こえてきているんですよ。いや、町の行政がやるのにそんな平等性不公平なやり方はしないでだろうと。特に西地区の最近になって申請を出した方々、これは誰のためにおくれたのかということですよ。町の計画がずさんなためにおくれてしまったんですから。後まった方々が残された土地しか手に入らないというか、換地ができないなどということになると、これは災害復興の観点から不公平が生じるということで、まずいかなと思うんで、その辺のところを詳しく説明をしていただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 1点目でございます。同じような質問が12月議会に4番議員さんか

らいただいたと記憶をしております。そのおさらい、同じような内容になるかと思いたすけれども、回答したいと思いたす。

下請業者に対しましては、支払い遅延法、早くお支払いをしてくださいと、簡単に言えばですね、遅くならないように適宜にお支払いをするということが法律で決まっておりますし、各業者さんもそれに従って対応しているものだと認識をしております。また、町でも工事発注に当たりましては、契約金額50%前払いという形でお支払いをしております。これは、何にでも使っていいということではなくて、その当該工事に係る労務費であったり、資材購入費に使いなさいということによって決まっております。それで、普通は口座振替でございますので、銀行のほうでは支払い計画書を添付しなければ預金を下ろしてはだめだという仕組みになっているはずでございます。

多分、12月にお答えしたのは、入り口ではかなり町も詳しくそういうことで業者でも指導をしておりますが、なかなか出口に対してはまだまだ手薄なところがあるという回答をしております。まさにそのとおりでございます、前払い金の使途については完成検査においてもどういう形で使ったかということが多分検査する必要があるだろうと。それでもし違反していれば当然検査において今後につきましては、件数も多ございますから、全てとはいきませんけれども、やはり最終確認については、完成検査において支出状況の確認をしながら、確実に前払い金が当初の目的どおり使われているかどうか、その確認をしてきたいと考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 八幡川西側の計画についてですけれども、委員ご発言のとおり、2月に説明会を開催させていただきました。その際に、土地利活用の方法について、説明させていただき、現時点で今の区画整理側ですかね、八幡川の東側の土地との換地というか交換はどうでしょうかと。またはこのまま西側で土地利活用を図りますかと、あと公園の中に事業の中に入った人は事業に協力していただけますかというような確認をさせていただいている最中です。本来であれば、閉め切りが先週末だったんですけれども、対象者約70名おるんですけれども、公園事業とか道路事業で直接買収される以外の人ですね、対象者70名いるんですが、そのうちの約20名の方がちょっとまだ意向確認の提出がなかったり、あと個別面談にお越しただけがないというような状況でして、現在その20名の方々にまたさらに個別に電話して、ちょっと遠方にいる方もいますので、直接職員が出向いてご説明させていただき、意向確認をしている最中です。できれば、今月末までにとにかく70名の人とコンタ

クトをとって、1人1人のご意向を把握したいなと考えております。

西側区画整理現在やっているほうとの換地につきましては、現在西側の区画整理におきましても、まだ誰がどこにということは誰にもお示しできる状態でもないですし、まだお示ししておりません。今の区画整理の事業の中です。あくまでも、今皆様から聞いていますのは、どのゾーンで希望しますかという、ゾーン、大きなくくりのゾーンの希望を聞いていますので、それに対してはほぼほぼ皆様の第1希望どおりのゾーンですね、例えば水産ゾーンがよろしいでしょうか、商業ゾーンがよろしいでしょうかという、あと、流通工業ゾーンが、農地ゾーンがよろしいでしょうかと、ゾーンについてはほぼほぼ皆様のご希望どおりの第1希望どおりになりそうだと。具体的にゾーンの中で、どこの道路沿いなのか、角地なのか、道路から1本入ったところなのかという、ピンポイントの誰々さんちの土地はどうですかというのはまだ現在作業中でして、もうあと数カ月ぐらいで何とか固めたいなということになっていますので、現時点ではまだ土地が張り付いている状況じゃないと。

そういった中で、今八幡川西側の方々にも東側で土地との交換、交換となるのは町の某所で買った土地になりますので、そこでの交換をご希望されれば今の東側の人たちに聞いたようなと同じような手法で、いやゾーンですね、商業ゾーンがよろしいでしょうか、水産ゾーンがよろしいでしょうかというのは今後聞いていこうかなということになっていますので、決して後からという不都合は現時点ではないと考えています。

ただ、両方のレアな個別のケースにはなるんですが、両方の土地に持っている場合ですね、今区画整理のほうにも土地を持っていて、西側にも土地を持っているという人に関しては同時に一緒に聞いていかなきゃならないので、中にはもう既に決まっているんじゃないかとか、自分はこの辺に行きたいとかという、そういう人は中にはおられると思いますけれども、純粹にこちらの八幡川の西側にしか土地を持っていない人が今東側の俺はこの辺に行くとか、この辺に行く決まっている方は現時点ではないと考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 4番議員から質問があって、課長が答弁したということで、今これ3月、私の耳に入る情報が遅いのか、あるいはまだそういうことが引き続いてあるのか、私もその辺の確認はしておりません。ですから、実際に私の耳に入っているのは1週間もたっていないんですね。その手形の関係ね、何番手なんだか、入り口では、入り口の方がやるわけがないと思うんですね。出口のほうの方々がやっているのかなと。それがね、要は今材料を支給されて下請しているのか、自分で買ってやっているのか、それは契約の仕方でさまざまかと思う

んですね。しかしながら、地元のそういった業者さん自身が自分で買ってやりなさいよとなったときに、4割の手形、3カ月後の手形という、なかなか回転が難しくなってくる。運営のですね。ですから、そういった指導もするのが大事でないかなということを行っているんでね。ぜひ、課長であれば見ればすぐに見ればわかりますのでね、びっと語ってもらってね、あしたあたりすぐ改善なるというようなやり方をさせていただきたいと思います。

それから、今、市街化の課長から西側の方々が東のほうに換地を希望するのはまだ決まっていなくて、みんな用意ドンと一緒にラインだよと、希望をとっているんだけど、第1、希望どおりにうまくいっているというお話でした。私もこの何の内容をよく理解していないんだけど、東側の方々、東側の方々ありますね、例えば北のほうにあった土地の方々が南に行きたいと、その方々については、あるいは自分の土地であったと、そこを優先順位とかあるんでしょから、その辺の例えば東側にいる方々の優先順位とか、何とかという決まりみたいなのほどのようになってあるのか。これは町でつくったのか、国でそういった基準に定められておるのか、この復興関係でですね。もしそういう決まりみたいなのがあるんであれば私たち資料として欲しいんですよ。説明しなきゃならないからね。それは誰がつくって、中ですね、その辺のところ、出させていただきたいと思います。

それから、同じくこれからの町、志津川のことを言ったんですがね、伊里前地区の商店街、これからかさ上げ工事などもしながら進めるということで、同僚議員からもその地区の今後の計画などもいろいろと質問もありました。計画は3.9ヘクタールを土があるということで、かさ上げということで進めるんだと、そうしますと、私が考えておった旧伊里前地区の商店街全域にそういった同じ高さで盛り上げていけるのかなと思って、何か話を聞いておりますと、中途半端な区画整理といいますか、造成になるような話だったんですね。残された土地は一体どうなのかということなんですよ。なかなか新聞、皆さんが答弁した話、買い取りして予定が2割ぐらいがまだ未解決だというようなことでありますから、これもただ売ってくれただけでは難しい。志津川と同様に換地、交換ということも視野に入れながら、あるいは条件に入れながら土地の交渉もするべきであろうと思いますし、まちびらき、町をこれから開いていく上で、商店街が10件ぐらい並んだところで果たして町という、まちびらきというのが果たしてそうなるのかと、人が集まるのかということなんですね。そこにはやはり病院も、診療所だ、個人の診療所、銀行はもちろん、郵便局、警察もそうなんですがね、そういった公共施設などもそこにはいかないとやはり本来のまちびらきの目的がなされないんじゃないかなと。やはりそういった銀行なり郵便局なりが来たくても、土地がなくては来れないわけで

すよ。土地がなくてはね。でありますので、そういった方々の計画のないものをこうやるといったってなかなか難しいと思うんですがね、しかしながら町として形成していく上ではなくてはならない公共施設でありますから、そこにはやはり土地というものを準備しておかなければならないと、そういうことで、近辺といいますか、全体をかさ上げして、そして町としての形成をやるべきではないかなと思うんですが、その辺の考え方。できないのであれば、何が理由でできないのか、その辺。それをやれるようにどのような努力をしていったらいいのかですね、その考えをお聞かせください。

○委員長（菅原辰雄君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） まず、区画整理の優先順位のルールということですが、これにつきましては、区画整理の権利者、地権者の方々の代表からなる町の土地区画整理審議会という審議会があります。委員の人たちはもちろん権利者の代表ということで審議していただくんですけれども、その代表者の方々に今回の換地を進める上での一定のルールですね、こういう考えてでやりますという、ちょっと済みません、私も手元にしかないんですけれども、こういった平成26年7月ということで、こういった説明書を各権利者の方々に配付してよろしいですかと。こういった考えで、こういった優先順位でこの志津川の区画整理をやっていてよろしいですかということを審議会に諮って、その中で訂正されるものはもちろん指摘されたものは訂正し、いいものはいいということでこの平成26年7月にこういった申し出換地の説明書というのをつくらせていただきました。基本的にこれにつきましては、土地区画整理法という法律があるんですけれども、それに準じたような、その志津川バージョンというか、それを踏襲しながらこの申し出換地の説明書をつくらせていただきまして、権利者の代表である審議会の了承を得て同じものを各権利者の方々に1冊ずつ配付しております。それに基づいて今回換地を申し出るというやり方をしていますので、ルールにつきましては、基本的には土地区画整理法に準拠した、踏襲したような形の説明書を町の土地区画整理審議会の了承を得て作成したものに基いて今回換地の作業をしているという状況になっております。

○委員長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 伊里前地区のかさ上げの関係でございますが、昨日、一昨日ですか、私答弁の中でちょっと解釈誤解をしていた部分がありまして、訂正をさせていただきたいのですが、3.9ヘクタールという数字をご報告をさせていただいたのですが、確かに国の交付金事業の対象として認められた区域なんですけど、3.9といいますのは、地下の埋設物を撤去した

り、周辺の環境を調査、それから測量をしたりするという、大枠での面積でございました。実際に国の交付金を使ってかさ上げとして認められた面積は、1.5ヘクタールでございます。なぜその乖離が生まれたかと言いますと、測量調査をする場合にはエリアを少し大きめにとって、二度手間三度手間にならないようにというようなことで調査面積を大きくとったというところがございます。

かさ上げの事情につきましては、この間ご説明をしたとおりなんですけれども、現在の国の制度ではどうしても民地を国費を使って整備をするということができないというルールになっておりますことから、現在まで長引いてきたと。このような国費を使って整備ができない場所は岩手、宮城には恐らく何十か所というぐらいあるんだろうと思ひまして、関係市町共有の課題ということで、もう2年、3年前から国のほうにこういった部分について何とかお願いしたいというようなことで今日まで来た経緯でございます。ただ、個人病院、あるいは将来そういった公益的な施設の新設に備えてあらかじめ広く町として土地利用計画をというようにお話もわかるんですが、国とのやりとりの中では、やはり現実的に想定した土地利用をしっかりと具現化できるのかというようなところが一番大きな課題となっております。でなければ、単独の財源を使ってそこを整備するということにしかならないわけですが、現状の財政状況を考えていったときにとてもそこまで広い面積を土地利用計画を立てて基盤整備をするということは困難であるということから、今回1.5ヘクタールぐらいの面積でまず先行の伊里前の市街地整備をしようということになった次第であります。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 その審議会、地権者の方々が代表が審査をすると。そして、それはあくまでもその土地画整備法に準じた規則にのっとった上での審査だと、決まりだということで進められている。これは何の案件でもそうですが、自分のいいところに、第1志望、第2志望、1番にいけば納得なのね、皆ね、2番とか3番になってくると何だべやという話になってくるのは、これは何の案件でも同じだと。ところがやはりそこには透明性というものが一番大事なことなんです、透明性。平等、公平というものがね。だから、それを誰に言われても公平である、透明であるということを証明するようなものでなければならぬと私は思うんですね。規則は規則であるんでしょうけれどもね、やはりその審議会の委員の方々が有利になるようなことだけはやっていただきたいくない。誰が見てもですよ。そこだけなんです。でないとな、いろんな問題が招いて、苦情というか、いろんな批判、意見が出てくる可能性がありますのでね、同じ西地区から東に行く方々についてはまだドーンと今ラインに立ってそ

してそれぞれに希望するところに大体決まったと。あとは個別にそっちになるか、ここになるか、ここになるかということだけだったということであればね、それはあと話し合いなりね、抽せんまでいかなくてもできるのかなと思いますけれども、それだってわからないね、その辺のところ公平、透明にやっていただきたいと思います。

それから、3.9ヘクタールでなく1.5ヘクタールということですね。ほんでまるっきりでがすた。まるっきり。5店舗か10店舗、10店舗と言ったけか、目標というか予定は、店舗数。10店舗。（「目標として10」の声あり）目標は10なのね。10店舗の面積ぐらいの何だ、総面積、1.5ヘクタールが10店舗面積。いや、皆さん、想像してくださいよ。想像。まちびらきとか、町の発展になるとお思いですかね。予算がないとか、国から認められないとか、自主財源にできないとかいうこと、わかります、何ていったってお金ですから。ただ、いろんな決まりとか、法令とか、さまざまあります。土地計画法ですか、何ていうんだ、これは正式には。俺も委員になってんだけど。都市計画審議会でね、わかりやすいこと、網を払ってやったわけだ。それを何か動かすときには審議会に。志津川地区はその網に入っているわけだ。それは国が100%持ちますよと。ところが網から外れているからだめですよ、それではそこに、南三陸町に住んでいる住民は、じゃあ網から外れた方々は外れているから仕方ないんだ、やれないんだ、生き延びることができないんだということでもいいのかということですよ。平等にやらなきゃならない。財源は別にしましてね、だから、これを何とかしなきゃならない。平等に。財源が自主財源にできないとか、これはあなたがたの話なの。そこで住んでいる南三陸町民は皆平等ですからね。そこを考えなくちゃならないんですよ。それをどう考えるんですか。お金が来ないからできませんで、その方々を切っていいのかということですよ。その辺の考え方。

○委員長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 面積の1.5ヘクタールぐらいという内容につきましては、あくまで商業施設、それから漁協駐車場、最低限必要な用地のかさ上げと転圧という費用について認められたということであります。

それから、公平性という観点で、確かに同じ南三陸町であって、同じ津波の被害を受けたということからすれば、そのようにお感じになるところもございしますが、さまざまな復興関連事業の側面からみていきますと、なかなか一律公平なものばかりも解釈できないものもたくさんございしますし、まずこういった何と言うんでしょう、現在国の制度がきかないエリアに対しての復興事業というのは、ここに対応するというよりも、国の制度そのものをもう一

度ベースとなるものを見直していただかない限りは根本的には対応できないのではないかなと、このように思っておりますので、なおラスト1年、どういう状況になりますか、この辺も含めて復興庁と機会あるごとに相談をさせていただきたいと思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 そう言わざるを得ないんでしょう、今の段階ではね。法ですから、決まりでね。ただ、法は法、わかりますよ、私も議員をやっていますから、その辺のところはわかるの。ただ、同じ町民を平等にするためにはどうしたらいいかということを考えていかなければならないということですよ。国の制度の根本的な改正というお話ですが、全くそのとおりなんです。そうするためにどうしたらいいかということなんです。その制度が改正になるまで町としてどうこれからやっていくのかということにもなってくるわけですよ。最初に町がお金を出しておいて、後で国からもらうというやり方ができる制度改正もあり得るんです。これ以上、課長もなかなか答弁が難しいのだと思います。それで、町長ね、とにかくあしたは休みだわ、この議会が終わったら早速国に行ってどンドン話をして、町民が網にかかっているところはいい生活ができる、網から外れているところは切り捨てるようなことになってしまう、これでは国民等しく生活ができないということで、一回制度の改正を訴えてこなくちゃならないんでないかと思えますよ。改正になるまで帰ってこなくていいですから。ずっと行って。中には副町長がいて、一生懸命やっていますのでね。それぐらいの気持ちを持たないと、住民の福祉の向上になりませんよ。そのために町長がいるんです。誰のためにいるんじゃないんですよ、住民のためにいるんですからね、皆さん。言わなくてもわかっているとおり。公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者であってはならないと、これは憲法で定まっているんですからね。そこのそれこそ根本的なことだ。それを頭にたたき込んでおかないとだめですよ。どうするんです、これから。法の改正ができない、予算が来ない、町では出せない、その方はどうするの。切り捨てるんですか。町長の仕事でないですか、それが。いかがです。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご意見はご意見として伺いますが、伊里前の問題につきましては、このまま進めさせていただくと。これまで2年、3年とわたって伊里前の事業の問題については、ずっとこれを交渉してまいりました。残念ながら、残念ながらといいますか、ここまで進むということができたのは職員が復興庁とこれまで再三にわたって交渉した結果、私は成果だと思っています。したがって、伊里前地区、これ以上延ばしてもまさしくこの問題につ

いては解決は見いだせない、そういうことがございますので、我々は伊里前地区はこういう形の中で進めさせていただく。そうでないと、伊里前地区の皆さんになおこれ以上の迷惑をかけるということになりますので、我々はこういう形で進ませる。公平とか公正とかという言葉を使いますが、基本的にはここの伊里前地区の問題ではなくて、漁集の問題、さまざまな地域でも同じような問題を抱えております。したがって、それは全て公平に復興できるということについては残念ながらないということですので、ここはひとつ明確にお話しさせていただきます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑は。阿部 建委員。

○阿部 建委員 今ね、前者の質問の中で伊里前市街地ね、3.9ヘクタールと言っておりました。謝ったらと思います、違ったんだったら。勘違いした場合もあったね、私は人間だから間違い、過ち、そういう何はね、執行機関の皆様にも議員の皆様にもあるんだと、それはしょうがないだろうと。それが判明した時点で訂正して提示をするのが常識じゃないかなと。なぜ今、たまたま発言があったからね、伊里前の市街地、3.9%を市街地とするんだと。そのようなあなたの答弁の中で、私はそういうことであれば10件ですから、ほぼ10件あったり、10件ですか、店建てる人、あと漁業会だと、そうなれば、敷地が余るから緑地、公園をつくったらどうだと、そういう提案をした。いつその、あなたの言っていることはね、まるっきり変わりやすい。私はあなたがもの相当できるとみた、本当は。平成の森の歌津の総合支所の話し合いから、あそこには総合支所は建てられないと、陸の孤島みたいな感じになるから。そういう説明をしておきながら、今度あそこに総合支所を建てる。建てることになったからいいと思っていた。そしてまた今回。そういう思い。出せませんか。説明していた。それではとてもここで議論してもね、答弁さ、間違ったら誤った答弁をして、そのまま黙ってられるようではね、とても質疑はできませんよ。私は行って見てきました。伊里前の市街地ね。そうして場所が今聞こうと思って、面積とかいろんなものをね、そうしたら前者が聞いたからですけれどもね。場所はどの辺までなんだと。今の建物のあるあたりだと、今の仮設店舗ね、そういう答弁をしている。そうして。おおよそ何メートルわかりますよ、おおよそ。3.9町歩というのは。あれから下手は3.9町歩はありませんから、道路とったら。3.9町歩という面積は相当な面積なんです。だから私は、用地、公園等も必要じゃないか、公衆便所等も必要じゃないかと。いろんなそういう提案をしたんですけれどもね、そうして今日は、今日の話ならあいますよ。せいぜい1.9ヘクタールあるなし。今の仮設店舗から下手というんですけれどもね、内海商店、三嶋さん側ね。それだったらとんでもないですよ。3.9ヘクタールと言

ったらね、とんでもない、もっともつくんです。何か来ないとかできないんですよ。そういう思いつきの答弁をやっているんですか、んだら。何のためにやっているんだ。わかった段階でなぜそれを説明しないんですか。1.9ヘクタール。とんでもない間違いですよ、半分ですから、面積は。半分以下。私はきのう現地をすっかり見てきましたよ。どんなに4.9というね、面積はあなたの言う市街地より下手にはないんです。どこまで含めるかわかりませんがね。高さおおよそ発注ですから。だからきょうは質問をしようと思って来たの。そうしたら1.9だけだと。1.9ヘクタールですか。1.5。とんでもない違いだ。3.9と1.5では。何やってんだ。

それから、それはそれとして、伊里前の支所のきのうは勘違いして防災庁舎の関係などを関連の質問をしたんですけれども、141ページの伊里前の総合支所分の2億ですね、委託料と造成工事。造成工事の設計管理委託料と本当は用地造成工事の同時の予算というのは、ちょっと本当はおかしいんですよ。こっち、歌津なんかでこんなことやったことはないもの。まだね、幾らぐらいで造成ができるんだか、全然皆目出てこないんですから。初めて今度の予算で出て、それによって工事費は設定されるの。そういう順序だと思いますよ。ただ、災害ですし、時間もないから、またそれから試みの予算ですからね、それはそれでいいですけども、順序からいけばそうなもの。請求が出て、金額が確保できたりするのでしょうか。請求ができないの、ちゃんと。いったいこの面積はどの程度ね、総合支所の面積が8,000万。8,000万でいったいどの程度の施設が出るんだろうかと、どの程度の面積を見ていて、総合支所だけじゃないんだから。保健センター機能、公民館機能、あらゆる今までの公共施設のね、保健センター機能、いろんなそういうものを兼ねて1つの建物でそういう設備をするようなことで進んできている。何平米とるんだと。8,000万でどの程度のことができるんだと。何平米みてんですか。

それから、また今度、別、今度は課長、147ページの補助金の19節、水産業共同利用施設、きのうもお伺いした、この負担金、補助及び交付金の中で4社で、分として23億6,600万円補助をするんだと、そういう説明でした。それで、その4社見通しがあるのかという質問をしたら、これからだとか、その後にはあるような今度は答弁。最初はこれからと言っているのに、後から目安があるようなことで。どっちが本当なのか。

それからこの補助の関係ですけれどもね、まちづくりはじめて、皆さん補助をもらって、グループ補助だ、いろんな補助をもらって今、商売を続けています。水産業加工の業者でも何でも、まだ補助を重ねて同じ人が何か、工場とかをやろうとする場合に、別な補助か何かあ

るのかとか、そういうのは認められるのかとかですね、大きい工場を何億という工場を建てる方があります。そういう方がまた建てたりというような場合に、そういうことができるのかという。私はね、災害復旧だから、本当はね、今までの姿に変えるのが先ですから。それでどどんきのうも言った、中古の車を流出しても震災で買うことが認められていないとかね。例えばその倉庫も今まで100坪の加工場、倉庫とかを持っていた人が、300坪とかあるいは500坪の倉庫、加工場今度建てるんだというようなことができたのか、できないのか。それから、今までいただいた補助金を受けた業者がですよ、まだ補助を受けることができるのかね。その補助が受けることができれば幸いいいことだろうと思いますがね、できなかつたらいかにまちづくりをしてもね、これは大変だろうなと思っているんですよ。実際ね。こういう相当のこういった金額がね、補助金があればできるかもしれないと。補助金もらって消化して終わっている人がね、また借りられるのかなど。そうでなければ、新しい方がこの志津川商店街に来て、加工場でも何でもね、建てるよというのであれば、これはめでたいことはいいようだったか。そういうことです。ただ、なかなかね、それがそういうふうに、課長が考えているようにあるのかなと思うから、努力するとか、これから何だというね、歯切れの全くよくない答弁でね、その辺ははっきりとしておきたいと思いますが、この2点を説明していただきたい。

○委員長（菅原辰雄君） 暫時休憩をいたします。再開は3時といたします。

午後2時45分 休憩

午後3時00分 開議

○委員長（菅原辰雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 初めに、おわびをさせていただきます。

阿部委員さんのご質問のときに数字、解釈を誤っていたという部分について、時点ではその部分を理解しておらなかったんですが、本日三浦委員の質問に対してそのような訂正をさせていただきますが、判明した時点で訂正をすべきと思ってございます。公式の場でございますので、以後しっかり対応させていただきます。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 総合支所の敷地の面積でございますけれども、4,600平方メートルを想定してございます。

それから、予算についてでございますけれども、13節の工事設計管理委託料でございます。設計については現在進めておりまして、年度内に納品をいただくということで進めております。この分の予算については、工事を発注した後に設計どおりに現場がいくかどうか、それを業者に委託をするという内容でございます。これまでも同様の行為につきましては、工事費それから委託料という形で計上させていただいているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 水産加工施設整備事業補助金と、それからグループ補助金を絡めてのご質問にお答えをさせていただきます。

グループ補助金は、災害復旧が目的の事業でございます。もともとお持ちだった施設をもとどおりの形に復旧するところまでが認められる事業でございます。仮に中古のものが新品のものにかわることはありましても、規模はそれ以上のものになるということはありません。

その分、こちらの水産加工施設の整備事業は、全く新規に、新たに大きな規模で施設整備をして行う事業に対する支援でございます。例えば最低新規雇用が5人以上でそこで製造される地元の原材料が一応県内の原料が半分、50%以上使わなくてはならないとか、そういった一定の要件がございます。それらを満たす新規の事業者に対する補助事業ということでございます。

ちょっと説明のときの4社の見通し、歯切れが悪いというようなご指摘をいただきました。正式には、これまで過去3年間、8社に予算規模で33億円で施設整備補助を進めてきておりましたが、これらの会社は自社で用地を確保できた事業者でございます。早期に着手できるということからの認定をしておりますが、復興計画の中で志津川大森地区に先行まちびらきエリアとして、整備していく計画がございましたので、こちらに申請をお勧めしてきた会社が4社ほど現在見込まれてございます。ただ、回答の際にはまだ正式な募集の手続きもしておらない段階でございますので、明確にはお答えすべきでないと考えまして、少しもやっとしてしまいましたが、そういったことから見込まれる事業者は現在ございます。

○委員長（菅原辰雄君） 阿部委員。

○阿部 建委員 企画課長ね、それをいつの時点で知ったのかですね、やっぱり知った時点でね、今知ったわけでないでしょう。けさ知ったのか、今知ったのかのね、知った時点で、やはり、これは重要な問題ですよ。伊里前地区のまちづくりね。そういう説明をいただければ、私はわ

ざわざ行ってあそこを歩いたり、皆さんの意見を聞いたりね、しなくて済んだの。いつわかつたんですか。知ったのが。それでも、知った時期を教えてください。

それから、グループ補助は、そういうグループ補助とは違うんだと、新規にということだ。新規にいろんなもろもろの条件みたいなものがありますね、地元の物産とかそういうものの加工とかという何があるんでしょう。それは4社という見込みがおおよそあるということですけれども、それは地元業者なのか、他社からなのか、それは今回そういう思いつくようなそういう施設をつくるということが、やはり建てたらもう加工業者でも何でもね、来る人があればどんどんそういうのをやっぱり呼び込んだほうがいいんじゃないかと思いますが、今後はどのような考えを持っているのか、その点についてお伺いをしたい。

○委員長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 誤りに気がついたのは、きのうの議会終了後の夕方の打ち合わせで図面を見たときに私の解釈の誤りを気づきました。したがって、本日の議会冒頭、午後一でおわびをし、訂正をするところでしたが、大変失礼いたしました。かかることのないよう、今後しっかり対応させていただきます。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 見込まれている事業者は、町内の事業者だけで4社を見込んでございますが、実際募集自体は過去3年間も全くそうだったんですが、町内に限らず募集をしてございますので、今年度も同様に考えてございます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑は。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 小野寺です。144ページの19節ですか、仙台89ERSバスケットボール負担金とありますけれども、この内容をちょっとお伺いします。

それから、その次のページの住宅用太陽光発電システム普及促進補助金。これまでも行われてきたと思うんですけれども、この実績とことしの見通しをお伺いします。

それからその下、20節、子ども医療費助成金なんですけれども、18歳まで医療費を無料にするというようなお話です。この内容についてもう少し詳しくお伺いします。

○委員長（菅原辰雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 89ERSのプロバスケットボールリーグでございます。

これは、ずっと今回で3回目ですかね、実施しておりますけれども、いろいろ子供たちに事前にスポーツ教室でやったり、チアガールといいますか、子供たちに応援の仕方を教えたりということで、実施をしております。町民の方は無料で招待ということでやっておりますので、

それ以外の方については、一部有料もありますけれども、そういう形で2日間実施するという予定でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 住宅用太陽光発電システムの普及促進補助金でございます。

この分につきましては、今年度交付件数が44件となっております、昨年は26件でございます。こちらの分は再建の住宅に使う分ですけれども、既存の住宅の部分も含めると、今年度合わせて92件、昨年度は59件でございますので、これは24年度の後半から始まっているものですが、今後、来年もどんどん伸びていくのではないかなと考えてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 20節扶助費の子ども医療助成金でございますが、町長が施政方針及び予算概要で申し上げたとおり、平成27年度実施を目途に現在作業を進めているという状況でございます、予算といたしましては年間を通した現制度での予算措置ということで、現時点での制度設計上の内容でございますが、15歳年度末までの助成対象を18歳年度末まで拡大するというところでございます。実施時期につきましては、現在保有している資格証、受給者証が9月末まで有効ということで、その時点の切り替えをもって開始したいと、制度を実施したいということで、追って子ども医療の助成に関する条例等の改正等がございますので、その際に改めて詳しくご説明した上で、ご承認いただいた上で補正予算等とあわせて実施にしていきたいと考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 バスケットボールについては、この町内で行われる行事に対しての補助ということなんですよね。この89ERSバスケットボールの運営に対する補助かなとちょっと勘違いしましたんで、聞きました。

それから、太陽光発電なんですけれども、これは一般の住宅につける太陽光発電システムへの補助のようなんですけれども、今後、今いろんなことが言われていまして、電力会社で発電した電気を買取る、買取らないとかというのはいろいろありますので、この見通しがちょっと難しいのかなとは思いますが。それで、つけたらいいのかどうかといろいろ迷っている人も多いようです。それで、電力で買取る買取らないは別としても、これは普及していくべきものかなと思いますので、普及をPRしていく必要があるかなと思って質問しました。

それから、子ども医療費なんですけれども、そうしますとこの医療費の助成の対象とか、詳しいものはまだ決まっていないということなんですか。もう1回、お願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 町長の施政方針で申し上げましたとおり、18歳までということで、対象者は0歳から18歳年度末までということで、所得制限を設けて実施したいと、現在の制度をそのままその部分は移行したいと現在考えております。拡大の対象となる人員は16歳から18歳で、平成26年の11月現在で470名程度と見込んでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） もともとこの事業の目的としましては、町での自然エネルギーの利用の促進ということと、化石燃料を使わないようなことによって地球温暖化の防止に寄与するというような考え方が主でございまして、売電をするというような考え方はもともと入っておりません。たまたま余ってしまえば売電することも可能だということになっております。

○委員長（菅原辰雄君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 発電については、わかりました。それで、子ども医療費なんですけれども、対象が470人、15歳が18歳までということになって、ほかの市町村でも始めているところのほうが多いようです。中には所得制限なしで、今までちょっと低かったのが今度15歳まで所得制限なしでというようなところもあるようですので、将来的にはこの所得制限を外すような方向をぜひ考えてもらいたいと思いますけれども、もう一度お願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大変、この間も同じようなご質問をいただきまして、その際に私、答弁させていただきますが、所得制限を外すというつもりは町としては考えてございません。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

なければ、10款災害復旧費から13款予備費までの質疑を終わります。

以上で、歳出に対する質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

なければ、まず本案に対し反対討論の発言を許します。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 小野寺です。この予算の中に、決算でも言いましたけれども、被災によって上げられた土地の代金によって各種保険料が上がるという、住民負担がふえている部分がありますので、反対とします。

○委員長（菅原辰雄君） 次に、本案に対し賛成討論の発言を許します。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 8番は本予算に賛成の立場から討論いたします。

本予算は、平成26年度対比で31%増の歳入歳出522億5,000万円で編成されておるところでございます。まさに復興事業が佳境に入る中で、震災復興関係予算が66%を占めるという内容であります。また、内容的に少子高齢化への対応、あるいは子育て支援、あるいは時代の要請で地方創生にも配慮した計上となっておりますところでございます。

被災町民は特に生活再建、住宅再建事業等の、まちびらき事業も含めてでございますが、一層の加速化を強く望んでおるところでございます。各種事業のさらなるスピード化、あるいは確実化を望み、賛成討論といたします。以上です。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第50号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（菅原辰雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第51号平成27年度南三陸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、議案第51号平成27年度南三陸町国民健康保険特別会計予算について説明させていただきます。

予算書174、175ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億4,500万円とするものでございます。前年度の比較におきましては、1億8,300万円の増、率にして7.14%の増額となっております。被保険者が減少しているというお話を都度都度お話ししておりますが、今回、今年度につきましては、特殊事情がありまして若干増額ということになってございます。後ほど詳しく説明させていただきたいと思います。

歳入でございます。176ページをお開きください。

1款国民健康保険税でございますが、4億8,911万4,000円、昨年度の比較で3.3%の減額となりました。震災前の平成22年度との比較では税額で63%の水準になっているということで

ございます。

177ページ、3款の国庫支出金から飛びまして179ページ7款の共同事業交付金までは、それぞれの制度における負担割合や係数により歳出における給付見込み額等から積算している数値となり、昨年度の比較で13.5%の増額となっております。

特殊事情の部分でございますが、179ページの中段、7款の共同事業交付金の保険財政共同安定化事業交付金をごらんいただきたいと思えます。

4億500万円の増額となっております。この事業ですが、市町村の保険税の平準化ですね、及び財政の安定を図るため、市町村からの拠出金を財源に県内保険者間の調整を行った上で、国民健康保険団体連合会を通じて市町村に再配分、交付金として戻されるものでございまして、平均的な財政水準の保険者であれば拠出金と交付金がほぼ同額となるものでございます。これは、昨年まで月額30万円を超える診療報酬明細書、いわゆるレセプトでございますが、の費用額の合算額を基準として定められておりましたが、平成27年度から全てのレセプトがその算定の対象となったために、積算対象となる費用額が増大いたしました。その結果、交付金額が一挙に4億円ほど増加したということでございます。これは、予算上歳出でも同額を計上してございまして、直接財政負担に影響はないと思われまじけれども、予算額が見かけ上膨らむ要因となったものでございます。一方で、被保険者の減少による影響として、国県補助等は減額しておりますので、これらを相殺すると増額の幅は2億3,000万円ほどに落ち着くということでございます。

続きまして、180ページ、9款繰入金の財政調整基金繰入金でございますが、昨年同様1億2,000万円の繰り入れとしております。この時点での基金残高は1億3,400万円となる見込みでございます。

続いて、歳出でございます。

183ページですね、総務費は職員の人件費に係る部分でございます。

同じく総務費、184ページになりますが、運営協議会費、これは南三陸町国民健康保険運営協議会に係る経費でございます。

185ページ、2款保険給付費ですが、被保険者数の減少に応じて減額はしておるんですが、窓口一部負担金の延長を平成27年度も実施するというようにしておりますので、その影響額を想定し、減額の幅を縮小してございます。

186ページ、3款後期高齢者支援金と、188ページに飛びますが、6款の介護納付金につきましては、被保険者の減少ということで、過年度分の清算等々合わせた部分で減額をした数値

を計上させていただいてございます。

それから、188ページの保険事業でございます。特定健康診査事業費でございますが、平成27年度より、現在特定健診の対象としている40歳から74歳までの特定健診の一部負担金、現在1,500円となっておりますが、それを無料とすることで受診者数、低迷している受診率を上げたいということで、受診者数の増を見込み、450万円ほど増額とさせていただいてございます。

それから、同じく188ページの保険事業普及費でございますが、レセプト点検の経費や、人間ドック、脳ドックの負担金を計上しております。平成27年度につきましても、窓口一部負担金免除措置は昨年と同様の条件で継続いたしますが、今後の保険財政事情は厳しくなるものと想定してございます。財政運営の都道府県化が国で議論されておりますが、制度改正等を注視しながら財政運営に当たりたいと思います。

以上、予算の細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 今の説明の最後の部分なんですけれども、今市町村でやっているものを都道府県でということが言われているようですが、なぜ都道府県にするのか、そうした場合の影響はどのようなものがあるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 都道府県化の議論でございますが、現在詳しくはまだ定まっていないというところですが、県が保険者として一定の役割を担うと。特に財政運営のほうを都道府県が負担して給付とかサービスを実際行う保険事業とかを市町村が担うということでございます。保険財政の安定化を期するために保険者の規模を大きくした方がメリットがあるんだろうという国の判断ということでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 影響は。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 一番の影響は、やはり保険税が平準化されてくるということがメリットとして出てくるのかと。保険料の水準にも県内に高いところから低いところまでばらつきがあるんですが、それらの平準化をすることによって、当町の保険税率で言いますと、

中の上くらいの水準に現在、加入率も高いということもございまして、あるんですが、どのような影響が直接出てくるか、まだちょっと推計の段階でございまして、ある程度そういったことで保険料の平準化されることによって、安定的に高額な医療者がふえて急激に保険税を上げなくちゃならないとか、そういった部分が県一括でプールされて計算されるということで、そういった極端な影響が出にくくなるというメリットがあるのかと考えてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 ちょっと細かいところになりますけれども、歳入のほうの国民健康保険税の収入の中に今、前にも言いましたように、被災土地の買い上げの部分が入っていると思うんですけども、それでふえた部分というのはどのぐらいありますか。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 現在確定申告が終了したばかりでございまして、これから課税作業ということですので、その影響額はこの予算で見積もった税額のどの程度になるかまではまだ把握し切れてございません。

○委員長（菅原辰雄君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 去年も多分その影響があるかと思うんですけども、去年の場合ほどの程度だったでしょうか。以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 譲渡所得の関係で、今まで非課税だった世帯が課税世帯になって、例えば2割軽減、5割軽減等の軽減を受けている世帯が減少したという部分は確かにございまして、どの方がどの要因でそうなったのかまでは詳しい分析はしてございません。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑は。及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。2点ほどお伺いします。

ページが189ページ、12節役務費の中で、後発医療薬品利用差額通知作成手数料ありますけれども、この後発医薬品をどのようなPR方法をしているのか。また、医療機関なんかに行けばポスターになって貼られてありますけれども、果たして住民がどれほどの方が後発医薬品のことを知っているのか、どんどんPRしてそういうものを利用させていけばいいのかなと思います。

それからもう1点、18節の備品購入費、体力づくり備品、健康づくり備品等とありますけれども、これらは新しいケアセンターに置かれて町民が直接使いやすい備品になっていくのか、あるいは健康づくり大会などありますけれども、そちらのほうで使うようになるのか、この

辺ご説明お願いいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） ジェネリックの普及でございますが、医療費通知等とか皆さんに通知する案内の中に盛り込んだりということで、今後ともPRを続けて生きた。これにつきましては、通知書の作成の手数料、例えばですね、これは47円の300枚とかというふうに、手数料でその通知の中にジェネリックの使用等についてのPRとかを印刷してというような形になっているかと。あとは、その他の医療費の通知でも同じような取り組みをしているというようなことでございます。

それから、体力づくり備品と健康づくり備品でございますが、体力づくり備品につきましては、体力の増進、健康の増進に資する機材、スポーツ用具だったり、そういったものを想定してございます。健康づくり備品につきましては、例えば体重計とか身長計とか、今委員おっしゃいましたケアセンターでも配置するような要望等がありましたら、これらを活用していただければとは考えてございますが、当初備え付けの備品等もございましてし、公民館とか、教育委員会サイドと協議しながら、有効に活用できるように図っていきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 今、最初のジェネリックなんですけれども、通知書の中に一緒に入れてやると、私から初め今回、今月使った分だなど、その点数なりを見て終えてしまって、2枚、3枚と開けばいいんでしょうけれども、一番いいのは広報等にでも載せていただいて、広く理解していただけるともっとお薬の部分で下がっていくのかなという感じがしますので、その辺のPR方もお願いいたします。

それから、備品なんですけれども、ケアセンターはケアセンターで設置するという事ですので、広く町民が自由に使えるという形でどうせこの備品もとってあるので、それがよりよい使われ方できるように努力していただきたいと思います。終わります。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 8番です。先ほど課長の説明では、被保険者数が減ってきていると、そういう中で179ページの共同事業交付金ですか、あるいは安定化事業交付金。これがあつたんで、例年より予算が楽に組めたという印象を受けたんですが、いわゆるこの交付金の今後の継続性と、例えばですね、この交付金がなければ果たしてどうなんだろうという思いがしたものですから、その辺どうでしょう。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 当町の場合を申し上げさせていただきますと、交付金を上回る拠出金の場合もありますし、交付金のほうが上回る年もございます。県内の医療費のそもそものこの制度事業の趣旨というのは、高額なレセプトが発生した場合、一時的にその負担が一保険者に偏ってしまう、それを平準化しようという共同事業ということでございまして、それが30万円を超えるレセプトを対象としていたものが、今回1円以上のレセプトに枠を拡大したということで、そもそもの計算する費用額が相当大きくなってしまったと。それを各市町村の割合に応じて国保連で計算してよこした数字ということで、その年の医療費の動向によってこの交付金と拠出金の割合が変わってくるということでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 30万円以上が、今1円以上と言いました、何と言ったんですか。（「1円以上」の声あり）1円以上。それはそういうふうに変動するものなんですかね。ああそうか、了解しました。

私は基金が1億3,400万円ですか、残りがですね。いわゆる被保険者数が減っていくと、今が一時所得というかそういう形はあるものの、いわゆる将来にわたってこの国保事業の運営というものはいわゆる税の値上げというか、その辺を心配しておるわけです。その辺の見込みというのは、どうなんでしょうね、課長、今後。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 基金の状況からお話しさせていただきますと、平成27年度の当初で1億2,000万円充当することによって、1億3,400万円の残ということでございますが、平成26年度の実績を見ますと、最終補正で7,000万円ほど減額させていただいておりますが、5,000万円程度の充当で何とかやりくりできそうだというような状況でございまして、平成27年度も他の大きい要因がなければ、どうしても当初は給付の伸びを大きく見込んで予算編成せざるを得ないという部分もございますので、申し上げた財源以上の基金の留保ができるのではないかと現在見込んでございます。

それで、先ほど小野寺委員さんにもお話ししたとおり、都道府県化というのは正式な決定ではございませんが、平成30年度を目途にということで現在議論が進んでおります。でき得るならば、現在の税率で運営を継続していきたいと、現時点では考えてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 まだ震災の影響で町民生活というのは相当の格差があるような状況になってお

ります。いわゆる一挙に上げるのではなくて、いわゆる国保事業の運営の円滑化と、そういう観点から、常時いわゆる税収というか、その辺に意を用いて、いわゆる住民生活に影響があるように税がばんと上がるような形にならないように、ひとつ運営方、お願いをしたいと。終わります。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対し反対討論の発言を許します。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 小野寺です。同じことですけれども、健康保険税が結果的に負担を増している部分がありますので、この案には反対いたします。

○委員長（菅原辰雄君） 次に、本案に対し賛成討論の発言を許します。山内昇一委員。

○山内昇一委員 私は賛成の立場で討論します。

本町は、震災から4年経過し、現在復興途上であります。近年の高齢化社会に即応した地域医療を担う拠点として病院建設や保健福祉施設など、大変重要な施設整備の推進中でもあります。先ほど国から都道府県に制度が変更の話もありますが、制度の運用は安定的維持が大切であって、今後は事業を通して近年の高齢化社会に即応する、町民の健康維持の強化に意を用いることで賛成といたします。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第51号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（菅原辰雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第52号平成27年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、議案第52号平成27年度後期高齢者医療特別会計予算について説明させていただきます。

予算書では、202ページ、203ページをお開きください。

事項別明細書でございます。歳入歳出予算事項別明細書でございますが、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,570万円とするものでございます。前年度との比較においては、530万円、3.4%の減額となっております。

この会計は、後期高齢者医療制度における被保険者が負担する保険料を受け入れて、それを保険者たる宮城県後期高齢者医療広域連合に納付するという性格の会計でございます。後期高齢者医療は宮城県全体での被保険者数に基づく計算となっており、高齢化の影響により被保険者数が増加傾向にあり、その影響分が保険料に影響しているということでございます。

204ページ、歳入でございます。

1款後期高齢者保険料をごらんください。広域連合が積算した総額を特別徴収7割、普通徴収3割と配分して計上した内容となります。昨年度との比較においては12.6%の増加ということになります。

同じページ、3款繰入金、保険基盤安定繰入金ですが、保険料の軽減分を公費で負担するもので、保険料と同様の扱いで広域連合に納付されるものでございます。

軽減対象者の減少が予想されますので、昨年より37.4%の減額となっております。

205ページ以降は記載のとおりでございます。

207ページ、歳出でございますが、歳入での計上額を広域連合に納付する額を計上したものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第53号平成27年度南三陸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、介護保険特別会計の説明をさせていただきます。

214ページ、15ページ、事項別明細書をお開きください。

歳入歳出とも同額の16億600万円ということで、予算編成をしております。前年度と比較いたしますと、会計全体では4,200万円の増、率にいたしまして2.7%の増額ということになりました。

歳入でございますが、保険料が9,752万6,000円の増、3億2,339万9,000円。国庫支出金繰入金がそれぞれ2,000万円ほどの減額。支払い基金交付金が1,000万円ほどの減額となっております。

215ページです。歳出になります。保険給付費が1,730万円ほどの増額。地域支援事業も1,428万円ほどの増額となっております。

では、216ページ、お開きください。

歳入1款の保険料でございます。3億2,339万9,000円ということでございますが、保険料につきましても、先般の議案でも説明をさせていただきましたが、今回の第6期計画では、保険料の負担割合が1%増加いたしまして、22%となりました。それから、標準額が4,500円から6,000円に変更となることによりまして、9,752万6,000円の増。率にして43.2%の増額となりました。階層別でいきますと、第4段階、いわゆる標準の6,000円より若干低い6,000円掛ける90%が一番多いのではないかというような想定をしておりますが、全体の30%ほどを占めるのではないかということで見込んでおります。

次に、3款介護給付費の負担金でございます。これは、2億6,578万6,000円ということですが、国庫負担金で施設分が15%、その他が20%の負担割合でございます。

217ページ、2項の国庫補助金です。1億1,900万円ほど、町税交付金、介護予防事業、それから包括的支援事業に係る国庫補助金でございます。

それから、4款支払い基金交付金、これは第2号の被保険者、いわゆる40歳から64歳までの方の負担分になります。4億2,591万7,000円。約1,000万円の減額です。これは、被保険者40歳から64歳の人口が若干減るのではないかということで、そういう金額になっております。

5 款の県支出金、2 億2,400 万円ほどになっておりますが、これも国庫支出金と同様の扱いでございます。介護給付費の県費負担金で施設分で17.5%、その他が12.5%ということです。218 ページでございます。

5 款の 2 項県補助金、756 万5,000 円ということです。これは前年度並みでございます。

7 款 1 項一般会計の繰入金です。2 億4,000 万円ほど。これも同様でございます。

7 款基金の繰り入れでございます。本年度は、保険料収入で増額が見込まれるため基金からの繰り入れは見込まず、一旦廃項にいたしました。前回の計画でちょっと説明をさせていただいておりますが、6 期計画 3 年間のうちでは約2,000 万円ほどの取り崩しを計画しております。ただ、今年度においては予算措置は一応ゼロということにさせていただいております。

8 款以降につきましては、財源調整でございます。

221 ページ、お聞きください。

歳出でございます。1 款 1 項 1 目の一般管理費の最下段13 節、委託料でございます。これは、システム改修委託料として567 万円計上しておりますが、これにつきましては、新制度に移行に伴うものでございます。

222 ページです。3 項の介護認定事業費。介護認定に係る事業費を計上しております。

介護認定数ですが、年間で約1,100 件、月90 件を見込んでおります。内訳としては、新規が600 件、継続が500 件ということでございます。

223 ページ、2 款 1 項介護サービス等諸費でございます。

1 目居宅介護サービス給付費 4 億5,100 万円ほど、4,793 万円の増額です。通所系、それから訪問系のサービスの伸びが見込まれております。

3 目の地域密着型介護サービス給付費 1 億6,100 万円ほど。昨年度とほぼ同額の計上になっております。

5 目の施設介護サービス給付費、7 億1,300 万円。昨年度より538 万6,000 円の減となっております。昨年度慈恵園さんがオープンということで、多目に見積もって3 月にちょっと減額をさせていただいたということがございましたので、今年度は若干の減額を見込んでおります。

次に、224 ページです。2 項の介護予防サービス等諸費、これはいわゆる要支援 1、2 に係る方々のサービス等諸費になります。

1 目の介護予防サービス給付については、2,548 万円。ほぼ前年並みです。

それから 7 目、介護予防サービス計画給付費283 万5,000 円で若干の減額を見込んでおります。

全体で2,990万円ほど、昨年度と比較しますと、96.6%ということになっております。

226ページ、3款地域支援事業でございます。

1項の介護予防事業費です。ここで、要介護、要支援になる前の方の介護予防教室などを行います。

8節報償費で125万円計上しておりますが、50回分の報償費を見ております。

13節の委託料240万円。これも教室80回分の委託料ということになります。

14節で使用料で、会場使用料とも確保しておりまして、2本立てで約100回以上の介護予防教室を予定しております。

227ページの包括的支援事業費、ケアマネジメント事業費につきましては、記載のとおりであります。

228ページをお開きください。任意事業費の中の20節扶助費、家庭介護用品支給事業につきましては、紙おむつを60人分ということで想定をしております。

229ページ以降につきましては、財源調整ということでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 小野寺です。保険料なんですけれども、ふえている理由をもう一度詳しくお伺いしたいと思います。同じことなんですけれども、被災した土地買い上げの分が反映されているのかどうかということです。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 前段で申し上げましたとおり、6期の計画につきましては、基準額で1,500円もう既に上がっております。それにプラスアルファで先ほど説明をさせていただきましたが、9,700万円の増額にならざるを得なかったということでご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 土地買い上げの部分は影響していないのでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 基本的には住民税のいわゆる賦課の分が6月に決定いたしますので、その分について見込むのは非常に難しいというような判断で、とりあえず今の段階では昨年度並みということで計上させていただいております。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はありませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 介護認定の件数1,100件ということでなりましたけれども、現在認定されている詳細といいますか、いろいろあると思うんですよね。何と言ったらいいんだろうな、介護、認知、いろいろあると思うんですよね。その認知の中にも5段階もあるべしさ。だから、種類ごとに何か俺説明、この参考資料の中にあるのかなと思ったんだけども、ないからね。口頭でもいいです。我が町のほう住民の方々、どういう方々がどのような介護認定があって、そして何人ぐらい全部でいるのかなというようなことを、すぐわかる、わからないね。わかる。（「内容までは」の声あり）内容まではね、大ざっぱなことはわかるけれどもね、後でよろしいです、それは。

それから、以前おむつの関係で、要するに引換券というか、その関係、検討するということでいられたけれども、検討しました。結果、どうなりました。あれからかなり日にちたっているからね。住民の方々になずなつたべと聞かれるものですから。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） ちなみに介護の認定者数については、こちらに出しておりますので、今の時点のお話を申し上げますと、全体で892名、介護認定。要支援が119名。要介護が773名ということでございます。ただ、詳しい中の疾病の部分とか、その辺あたりについてはちょっと手持ちの資料がございませんので、ちょっとわかりかねます。（「あとでいいから」の声あり）そうですね、はい、わかりました。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長、ちょっとお待ちください。

お諮りいたします。間もなく4時を報ぜんとしております。議事の関係上、時間を延長したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） 異議なしと認めます。よって、時間延長することといたします。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 紙おむつの関係でございます。基本的には、前回答弁申し上げましたが、いわゆる選択肢が多いほうが実際には受けるの方々にとってはいいのではないかとというような答弁をさせていただいたというようなことを覚えておりますが、新年度に置きま

しては、とりあえず従前のおり実行させていただきたいと。その間に検討を加えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 以前も話したんですが、要するに選択肢はわかります。ただ、この町に税として入ってこないお店屋さんがあるわけですよ、いくらなにしてもね。その関係からやはり町としての支出をする際には税という形で入ってくるような施策といいますか、やるべきではないのかなと私言ったわけですからね、こうなってきますと、選択肢という言葉を使いますと、じゃあたばこだって町外からどんどん買ってでもいいのかなと、選択肢が多いわけですから。そうはいかないと思うんですよ。やっぱりこの町に税として幾らでもね、税務課長。私はそう思うんです。選択肢が多いということはどうなのかなということで、新年度になったらぜひ検討していただいて、新年度になったらあなたそこにいないのかな、いないんだね、これは誰に語ったらいいんだ、今のところはわからないか。とにかくね、引き継ぎをしてね、きちっと。やっていただきたいと思います。終わります。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑は。

（「なし」の声あり）

なければ、ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会をすることとし、23日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、23日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後 4時01分 延会